

民家保存管理施設費国庫補助要項

〔 昭和54年5月1日 〕
〔 文化庁長官裁定 〕
〔 令和2年4月1日 〕
改 正

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第35条第1項の規定に基づき、重要文化財である民家（以下「民家」という。）が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、民家の個人所有者とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、現に所有者及びその家族が居住しており、当該居住者による民家の永続的管理が確実であり、かつ、原則として次に掲げる事項のいずれかに該当し、日常生活に著しい支障がある場合で、新たに保存管理施設（建築面積は67㎡を限度とする。）を建築する事業とする（建築する保存管理施設は、民家を管理することのできる場所に防火建築構造で建て、外観は周囲の環境と調和したものとする。）。

（1）側廻りの壁、柱間装置が変更され、日照、採光、防盜、防寒等が著しく悪くなる場合

（2）居間、台所、寢室、その他居住空間の主要部が、土間、簀子敷、板敷等となる場合

（3）内部間仕切り、天井等の撤去又は変更により、公開に伴う見学者等によって私生活上に著しく障害をきたす場合

（4）便所、浴室等が撤去又は変更され、生活に著しく不便をきたす場合

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

（1）主たる事業費

ア 宅地造成経費

イ 建築工事経費（附帯工事経費を含む。）

ウ 設計料及び監理料

（2）その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、原則として1件当たり2,700千円を最高限度額とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
民家保存管理施設設置事業	主たる事業費	住宅造成経費 建築工事経費 設計料及び監理料	民家保存管理施設費	給 与 報 酬 職員手当等 共 済 費 工事請負費 原 材 料 費 委 託 料	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 請 負 費 設 計 料 工事監理料	工事の一部又は全部を請負で施工する場合
	その他の経費	事務経費	事務費	旅 費 需 用 費 役 務 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 〇〇手数料	写真焼付他 郵便、電信電話料等